

さくら苑

指定地域密着型通所介護事業・指定第1号通所事業  
運営規程

社会福祉法人 徳慈会

## さくら苑指定地域密着型通所介護事業・指定第1号通所事業 運営規程

### (事業の目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人徳慈会が開設するさくら苑指定地域密着型通所介護・指定第1号通所事業の事業所（以下「事業所」という。）が行う指定地域密着型通所介護及び指定第1号通所事業（以下「指定地域密着型通所介護等」という。）の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が要介護状態もしくは要支援状態にある利用者に対し、適正な指定地域密着型通所介護等を提供することを目的とする。

### (運営の方針)

- 第2条 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供を務めるものとする。
- 2 指定地域密着型通所介護の事業は、利用者が要介護状態となった場合においても、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。
  - 3 第1号通所事業は、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
  - 4 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター及びその他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

### (事業所の名称等)

第3条 施設の名称、所在地及び定員は次のとおりとする。

- (1) 名 称 特別養護老人ホームさくら苑 地域密着型通所介護・指定第1号通所事業所
- (2) 所在地 埼玉県北本市深井5丁目67番地
- (3) 定 員 10名

### (職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種・員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1人（特別養護老人ホーム施設長と兼務）

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

- (2) 従業者 従業者は、指定地域密着型通所介護等の業務に当たる。

生活相談員 1人以上

生活相談員は、事業所に対する指定地域密着型通所介護等の利用者の利用の申込みに係る調整、他の従業者に対する相談助言及び技術指導を行い、また従業者として地域密着型通所介護計画及び第1号通所事業計画の作成等を行う。

介護職員 2人以上

介護職員は、利用者の入浴、給食等の介助及び援助を行う。

看護職員 1人以上

看護職員は、利用者の日々の健康状態のチェック保健衛生上の指導や看護を行う。

機能訓練指導員 1人

機能訓練指導員は、利用者の機能の減衰を防止するための訓練を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事務所の営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日は、月～土曜日までとする。祝日も営業する。

(ただし12月30日から1月3日を除く)

(2) 営業時間 8:30～17:30までとする。

(3) サービス提供時間 9:30～16:00までとする。

(サービス提供の留意事項)

第6条 指定地域密着型通所介護等の留意事項は次のとおりとする。

(1) 指定地域密着型通所介護等の提供に当たっては、次条第1項に規定する地域密着型通所介護計画及び第1号通所事業計画に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営む上で必要な援助を行う。

(2) 従業者は、指定地域密着型通所介護等の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。

(3) 指定地域密着型通所介護等の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。

(4) 指定地域密着型通所介護等は、常に利用者の心身の状況を適確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供する。特に、認知症の状態にある要介護者に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供できる体制を整える。

(地域密着型通所介護計画及び第1号通所事業計画の作成)

第7条 管理者は利用者の心身の状況及び意向並びにその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した地域密着型通所介護計画及び第1号通所事業計画を作成するものとする。

2 管理者は、上記の地域密着型通所介護計画及び第1号通所事業計画を作成した時は、利用者又はその家族に対し、その内容等について説明するものとする。

3 地域密着型通所介護計画及び介護予防通所介護計画・第1号通所事業計画の作成に当たっては、既に居宅サービス計画が作成されている場合には、その内容に沿って作成するものとする。

4 従業者は、それぞれの利用者について、地域密着型通所介護計画及び第1号通所事業計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況を説明し、記録する。

(指定地域密着型通所介護等の利用料金及びその他の費用の額)

第8条 指定地域密着型通所介護等の利用料は、厚生労働大臣及び各保険者が定める基準によるものとし、当該地域密着型通所介護等が法定代理受領サービスであるときは、基準額に対し、介護保険負担割合証に記載の割合に応じた額とする。

- 2 その他の費用として、次の各号に掲げる費用の支払を受けることができるものとする。(別表参照)
- 一 次条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う送迎に要する費用
    - ア 通常の事業実施地域を超えた地点から片道5キロ未満 500円
    - イ 通常の事業実施地域を超えた地点から片道5キロ以上 1,000円
  - 二 サービス提供時間を越え地域密着型通所介護等を受ける場合 1時間当たり 1,500円
  - 三 食費(食材料費及び調理費用相当) 1食あたり 850円
  - 四 おむつ代 実費
  - 五 教養費 1回 200円
  - 六 その他日常生活上の便宜に係る費用 別紙に定める内容金額
- 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の指定地域密着型通所介護事業の実施地域は、北本市の区域とする。

- 2 通常の第1号通所事業の実施地域は、北本市、鴻巣市、桶川市の区域とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第10条 従業者は、利用者に対して従業者の指示に従ってサービス提供を受けてもらうよう指示を行う。

- 2 従業者は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。
- 一 主治の医師からの指示事項等がある場合には申し出る。
  - 二 気分が悪くなった時は速やかに申し出る。
  - 三 体調不良等によって指定地域密着型通所介護等に適さないと判断される場合には、サービスの提供を中止することがある。

(緊急時等における対応方法)

第11条 指定地域密着型通所介護等の提供に当たる者は、サービス提供時の利用者に病状等の急変その他、緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当てを行うと共に、速やかに主治医に連絡をし、適切な処置を行うこととする。共に管理者への報告を行うこととする。

(非常災害対策)

第12条 事業所は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(衛生管理及び従業者等の健康管理)

第13条 事業所は、衛生管理に十分留意し、必要な措置を行うものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し感染症等に関する基礎知識を習得させるため、必要な教育に努めるものとする。
- 3 事業所は、従業者に年1回以上の健康診断を受診させるものとする。

(秘密保持)

第14条 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

- 2 事業者は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨に従業者との雇用契約の内容とする。

(苦情処理)

第15条 事業所は、提供した指定地域密着型通所介護等に係る利用者からの苦情に敏速かつ適切に対応するために苦情受付窓口の設置とその他必要な措置を講じるものとする。

- 2 提供した指定地域密着型通所介護等に関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは指示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
- 3 提供した指定地域密着型通所介護等に関する苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
- 4 提供した指定地域密着型通所介護等に関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努める。

(事故発生時の対応)

第16条 利用者に対する指定地域密着型通所介護等の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族、介護支援専門員、地域包括支援センター等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

- 2 前項の事故の状況及び事故に際して採った処置を記録する。
- 3 利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(個人情報の保護)

第17条 利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

- 2 事業所が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族に同意を得るものとする。

(地域との連携等)

第18条 指定地域密着型通所介護事業者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行うなど、地域との交流を図るものとする。

- 2 事業所が行う地域密着型通所介護を地域に開かれたサービスとし、サービスの質の確保を図ることを目的として、運営推進会議を設置する。
- 3 運営推進会議の構成員は、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、事業所が所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員又は市町村の職員、地域密着型通所介護について知見を有する者等とし、おおむね6ヶ月に1回以上開催する。
- 4 事業者は、運営推進会議において活動状況を報告し、評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設ける。

5 事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表する。

(その他運営についての留意事項)

第19条 事業所は、従業員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内に行う。
- (2) 継続研修 年12回以上実施する。

2 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、徳慈会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

#### 附則

この規程は、平成12年4月1日より施行する。

この規程は、平成17年10月1日より施行する。

この規程は、平成20年4月1日より施行する。

この規程は、平成21年4月1日より施行する。

この規程は、平成22年6月1日より施行する。

この規程は、平成23年4月1日より施行する。

この規程は、平成24年4月1日より施行する。

この規程は、平成26年1月1日より施行する。

この規程は、平成27年8月1日より施行する。

この規程は、平成28年4月1日より施行する。

この規程は、平成28年6月1日より施行する。

この規程は、平成29年9月1日より施行する。

この規程は、平成30年4月1日より施行する。

この規程は、平成30年8月1日より施行する。